

平成30年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成30年7月20日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第48号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート造成工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	宇野伸二		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより平成30年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号15番 若園五朗君と16番 くまがいさちこ君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

2件報告します。

まず1件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成30年5月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、議員派遣の結果報告を願ひます。

7月4日から6日の市町村議会議員研修、社会保障・社会福祉について、小川理君から報告を願います。

5番 小川理君。

○5番（小川 理君） おはようございます。

議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

大津市で開かれました研修、平成30年度市町村議会議員研修3日間コース、テーマは社会保障・社会福祉でございますけれども、7月4日から7月6日まで3日間行われました。私、これに参加をしてみたいので、その報告をいたします。

この研修会ですが、定員80名に対して176名の参加の申し込みがあったとのこと。きょう参加された皆さんは2倍の難関を見事に突破して当選されたと、このような全国市町村国際文化研究所の学長ですけれども、開会の挨拶がございました。

岐阜県からは、羽島市、美濃加茂市、可児市、本巣市、郡上市、神戸町、そして瑞穂市から計8名の議員の参加がございました。

今回の研修ですけれども、西日本で記録的な豪雨の中で、気象庁は6日、北九州や四国の6県に対して大雨特別警報を出しました。数十年に1度という豪雨の中で、最終日でございますが、予定された講師の方が当日の会場に到着できないと、こういうような事態となり、3日目の冒頭に中止が報告をされました。参加者の安全ということで、研修会はこれにて終了となった次第でございます。

参加者の帰りの足のことでございますけれども、在来線の湖西線が6日始発から運休となり帰ることもできないというような問題がございました。したがって、急遽主催者が研修会の会場から京都までの臨時バス2台を手配する。こういうふうなことがありまして、私もそのバスに乗って京都駅まで向かいました。東海道本線も米原―関ヶ原区間で運休、新幹線についても広島・岡山方面、九州方面が動かない。こういう中で幸いにも新幹線の東方面については運行しており、私は京都駅から名古屋駅を経由して辛うじて帰ってきたような次第でございます。

大津市の研修はこれで3回目でございますが、このような記録的な豪雨の中で、大変まれな議員研修ではなかったかというふうに思います。

それでは、今回の研修の内容について、以下簡潔に報告をいたします。

今回の研修は、介護保険、地域包括システム、地域医療や認知症予防などの講義が行われました。ここで詳細な報告はできませんので、講義の中でとりわけ私が印象深く感じたこと、または今後の議員として活動に生かすべき事柄について、できるだけ簡潔に報告をさせていただきます。

私が特に印象深く感じたのは2つの講義でございます。

まず1つですけれども、2025年問題と社会保障政策をテーマにした講義です。講師は政策研

究大学院大学教授の小野太一先生でした。2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、かつて経験したことのない超高齢化社会に突入する中で、社会保障費の将来推計がどうなるかといった点でございます。経済財政諮問会議2018年5月21日の資料が紹介をされました。これによりますと、2018年の社会保障給付費の半分は年金であったわけですが、この比率が2025年、2040年に向けて大きく変わってきます。つまり、年金と子育ての関係の給付費といいますのは、伸びは少なく、年金については2006年のマクロ経済スライド方式が導入されて、年金の伸びが抑制をされております。また、子育ては子供がさらに減るといふふうに見込んでおるわけです。その一方で、非常に大きく伸びるのは、医療給付と介護でございます。非常にふえていく試算がこの資料からも見てとれます。だから、国として、このふえる医療と介護の給付をいかに減らすのかということがよくわかってきます。それでは、どのような方向で医療と介護の給付を削減するのかという点でございます。

2013年8月6日、社会保障制度改革国民会議の報告書が紹介をされました。その報告の基本的な改革の考え方でございますけれども、このように述べております。

自助を基本としつつ、自助・共助で対応できない場合に、公的扶助等の公助が補完する仕組みが基本である、このように述べているわけです。

したがって、こうした方向で給付の増大を抑制する。これが基本方向だといふふうにしておるといふことでございます。

さらに、この報告書の中では地域包括システムについて、最もお金がかかる高度医療、最先端医療を川上、在宅医療介護を川下と位置づけて、病院施設から出された人々を受けとめるシステムを地域包括システムと位置づけております。地域医療構想、介護保険制度の相次ぐ改悪は、高齢化社会に突入する中で、医療や介護の社会保障給付の増大を抑制する。このことが基本的な目的になっていることがよくわかってまいりました。

2つ目でございます。

介護保険と地域包括ケアをテーマにした講義です。淑徳大学のコミュニティ政策学部教授の鏡論先生の講義でございました。先生は介護の現場に長くおられて、また市の職員として働いてこられた豊かな経験を持っておられます。詳細な報告はできませんけれども、とりわけ私が印象深いことだけ2点に絞って報告をいたします。

まず1つは、介護保険制度のそもそも論でございます。介護保険法の第1条でございますが、第1条、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になり、介護、看護、療養上の管理、その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力及び福祉の増進を図ることを目的とすると紹介をされ、また強調されました。

その上で、介護殺人に象徴されるように、特に認知症や精神的な疾患が絡んだ高齢者の介護は苛酷であり、にもかかわらず在宅医療や在宅介護、地域包括ケアによる医療・介護・居住・

生活支援の連携が模索されているけれども、ここで改めて高齢者の尊厳の保持と保険医療の向上及び福祉の増進という原点に立って、地域で安心して暮らせる仕組みは何なのかと一人一人が考えて議論しなければならないと、こういうことをお話しされ、強調されたところでございます。

この講義の後で、ある参加者の方からこんな質問がございました。植物人間のような状態になった人は、国の医療費が増大するもとの、尊厳というものをどのように考えたらよいのかと、こういう質問がございましたけれども、その質問に対して、尊厳というのは身体的状態で区別されるものではない。尊厳とは一人一人の意思が尊重されなくてはならないと明確に回答されました。私はその話を大変印象深くお聞きをいたしました。つまり、どのような重い障害、また要介護状態になったとしても、その人の尊厳が保持されてこそ高齢者の誰もが安心して暮らせる仕組みをつくっていきける。このことを肝に銘じる必要があると感じたわけでございます。

2つ目でございますが、地域包括システムの構築について、このようなお話がございました。

これは自治体が主導となって政策を具体化する仕組みであると。その場合、課題は特に医療であり、地域でつくる地域包括システムにどれだけ医師や医療機関の協力を求められるかである。在宅医療に熱心な医師に医療的な見守り、緊急時の往診、平時の家庭内かかりつけ医の対応、医療と介護の連携パス等について協力を求めていくことが大切だと強調されました。私はやはりこういう点が大変重要だというふうに感じた次第でございます。

また、医療を受診できない認知症や精神的な疾患のある患者に対して、ケアマネや地域包括センター職員と一緒に医師が初回同行訪問を行う仕組みは地域にとって大きな進化につながると、このような指摘もございましたけど、私はこれは大変実感を持って受けとめることができたわけでございます。大変重要だというふうに考えた次第でございます。

これらは地域包括システムを構築する上で今後の大きな課題であり、生かすべき点ではないかというふうに思います。

なお、他の2つの講義でございますが、地域医療の現状と課題、東京大学の政策ビジョン研究センター特任教授の尾形裕也先生、認知症の基本知識と社会参加による予防の可能性については、東京都健康長寿医療センター研究所主任の鈴木宏幸先生でございましたけれども、いずれも興味深い講義でしたが、ここでは割愛をさせていただきます。

最後に、今回の研修から何を学ぶかという点について述べさせていただきたいと思っております。

少子・高齢化社会に突入する中で、社会保障の財源をどのようにつくるか、まさに私は政府の責任が問われているというふうに改めて感じた次第でございます。しかし、給付の抑制が優先をされ、社会保障費の自然増の伸びが大きく削減をされております。平成30年度の国の予算は、高齢化などで伸びる自然増の6,300億円に対して、この自然増の伸びを5,300億円以下に絞り込み、1,300億円も圧縮をされております。安倍政権下で6回の予算編成では自然増の削減

の合計額は何と1兆5,900億円。これは年平均でいきますと2,650億円にもなります。このような社会保障の給付削減を優先して、国民に負担増を押しつける。こうしたやり方では、一人一人の高齢者の尊厳を保持することはできるでしょうか。そこを打開するためには、税金の集め方でも、逆累進性の高い消費税増税、これに頼らないで所得再分配の機能をしっかり発揮させることが、このような改革が必要だと思います。

また、税金の使い方でも、逆立ちを是正していくことが必要でございます。軍事費は4年連続で史上最高を更新していますけれども、命と暮らしを守る福祉・医療、このような社会保障の予算が削減をされています。また、生活保護費の削減は一層貧困と格差を拡大するものがございます。このような税金の逆立ちした使い方を是正し、改革しなきゃならないというふうに思います。

少子・高齢化の社会に突入するもとの、持続可能な社会を構築し、高齢者の誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが切に求められております。また、福祉の増進という地方自治体の本来の役割を果たすことが一層重要ではないでしょうか。地域住民の生活を守る砦こそ、地方自治体果たさなければならぬ役割です。そのことを改めてしっかり胸に刻んで、議員として今後の活動に励んでいきたい。このような決意をいたしまして、改めてそんな決意をいたしました。

以上で、大津市の議員研修会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第48号瑞穂市立穂積中学校テニスコート造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼を申し上げます。

まずはこの場をおかりして、さきの平成30年7月豪雨によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申しますとともに、被災地域の一刻も早い復興を願っております。

また、今回の大惨事となった豪雨は、連日新聞等に被災者数が報道されるなど、まだ多くの行方不明者が存在する事実や、多くの方々が不自由な暮らしを強いられている現状を見ると、心を痛めざるを得ません。

気象庁は、今回の豪雨において、6日から8日にかけて、岐阜県を初め11府県で大雨特別警報

を発表し、この運用を開始した2003年以来、最多の府県での大雨特別警報の発表となったというのであります。

また、今回の豪雨は平成に入ってから最悪となる死者200人以上となる未曾有の豪雨災害となつてしまいました。県内におきましては、関市において779棟浸水し、1名の方がお亡くなりになっています。

こうした中、当市も昨年10月の台風21号による市内各地で発生した道路冠水被害の反省を踏まえ、事前の予防対策を初め、警戒本部の設置や職員、消防団員の招集など、災害への警戒態勢を整えてまいりましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。当市は昔から水害に悩まされ続けてきた地域であります。適切な対応とはいかにあるべきか、あるいは適切な情報提供はどうあるべきかなど、災害への備えには万全を期していきたいと考えております。議員の皆様方もどうか御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要を説明させていただきます。

今回上程いたします議案は、工事請負契約の締結に関する案件で1件でございます。

議案第48号瑞穂市立穂積中学校テニスコート造成工事請負契約の締結についてであります。

穂積中学校テニスコート造成工事に当たり、総合評価一般競争入札を実施したところ、株式会社松野組が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） それでは、これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時57分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第48号を、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第48号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第48号瑞穂市立穂積中学校テニスコート造成工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

議長のお許しを得たものですから、行政に質問をしたいと思っております。

この案件に関して、17日の全員協議会の席において議員の質問はできない式のことであったのですけれども、法的根拠が何に基づいて質問ができないのか。行政側はどのような形でそれを持っておるのか、答弁願います。

というのは、これは議員必携にうたわれている最後には全員協議会が協議または意見調整の場であることを基本にして、あくまでも活発で円滑な議会運営や活動を目指した良識ある運用を図る必要があるとうたわれているように、内容までについての説明に関していえば、それは無理かもわからんですけれども、ただし疑問点、そしてこれでいえば入札内容とか云々についての質疑等については、本会議場及び委員会が省略されているんですから本会議場でされるのが筋だと思いますけれども、議会運営委員会においてもこれに関しては議案として説明を受け、そして本来ならばこの途中で全員に対して説明等が持たれている以上は、これがなしでいけば、きょうの提案理由と、それから全員協議会を開いて説明という形でいいんですけれども、その前に全員協議会を開いて説明事項をされるんだったら、運営上の問題で本会議及び委員会に付託されるようなこと以外のことであれば、議員として当然質問をしても私はいいいというふうに解釈しているんですけれども、これをできないという法的根拠を、行政側は何を根拠に17日の時点で質問をできないような状況に異議もせずそのままされたのか。議員の形と違って行政側の法的根拠を、し得ないという法的根拠を、自治法に基づくのか、自治法でしょうね。ちょっとそれを答弁してください。

なぜかという、議会と行政は2輪の輪といいながら、答えられることには答えるべきである。難しいことを言っているわけじゃないんですよ。そうでしょう。委員会と本会議場に付託されているようなことについて質問するつもりはない。ただし、その中で入札の指名メンバーのランクも書いてありますけれども、それに関していえば、本会議場とかで質問することでもないでしょう。だから、それ以前にわかっていたら、余分なこともない。

では、なぜ全員協議会を開いたのか。議員の側の問題というならば、それはそう開き直った形ともとれるけれども、でもそれは違うでしょう、行政側として。当然そのようなことで行政はどのように考えているのか、法的根拠を示してほしいと。あくまでも法に基づいて委員会の議員のほうからは申し合わせ事項とかいろんなことを言われるかもしれませんが、行政は法的根拠に基づいて仕事、作業をされているんです。だから法的根拠を、17日の全員協議会でされなかったことに関して、異議もなしにしていることに法的根拠を示してください。以上

です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの堀武議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま執行部側の法的根拠という御質問かと認識しましたが、やはり議会運営上のことということで考えておりますので、答弁については控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 法的根拠は何もないんでしょう。申し合わせ事項といろいろ言って、それに関して言いますけれども、質問できないという法的根拠はないと解釈していいですね。答弁できないということはそういうふうに解釈しますけれども。議会側の問題といいながらも、答弁するのが行政でしょう、違いますか。法的根拠がないのに、申し合わせ事項云々と言われるけれども、これに関していえば、議員として質問する権利というのはあるものですから、だからそれに関して云々すると、それはおかしいでしょう。だから、議会云々やらで議運で決まったのか、それは僕はわかりませんが、過去の云々やないけれども、これに関して質問をする権利がないと言われる議員もおったけれども、私は法的根拠がないのに発言をとめるということ自体は行政側としてどう思うかということをおっしゃるだけでいいですよ、そうでしょう。

だから、議員と行政は2輪の輪というならば、議会全体もあるけれども、議員個人としての権利があるわけでしょう。だから、その辺のことを含めて、議員の皆さんもそうだけれども、なぜかという疑問を持っていただきたい、行政もそうですけれども。そうでしょう。議会運営委員会的时候には議案として出てきているわけでしょう。そして説明を受けているわけでしょう。話を聞きますと、そのときに質問をしたけれども、議運に関しては質問はなしとか、それはそのとおりでいっていると思う。あと、全議員が集まったときに、疑問点に関して質問することは保留されておるとおっしゃいます。ただし、くだいような話ですけど、本会議及び委員会の進行上の問題に関して発言に関しては節度を持ってせよと議員必携にも書いてあるように、だから僕は聞いたんです。その答弁を受けて、幾ら議員の運営委員会でも、行政側が質問をされれば答える義務があるというふうに解釈をしますけど、それでいいですか。最後にそれだけお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 堀武君に申し上げますが、質疑の範囲を超えていますので、少し注意をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今、事務局長が耳打ちしているけど、こんなことを議会でやるのを恥だと思わへんの。質問の範囲を超しているというけれども。そうでしょう。だから行政に聞いているわけ。質問の範囲外、確かに本案件と関係ないかもわからんけれども、答えられなきゃ答えられないで結構ですけども、だから言うように、その辺の自覚をお互いに持ってやるということを言いたいですよ。だから、議員でも本意ではないかもわからんけれども、質問はできんとかいうような議員がおったけれども、僕は質問できると思う。だから、そういうようなことで議会と行政が一体となるならば、その辺のことも含めて慎重にお互いが切磋琢磨していったきたいということを言って終わります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 堀さんに申し上げますが、ほかに質疑ございませんね。

○13番（堀 武君） はい。

○議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第48号の件ですけども、この契約金額ですね。入札が1億9,224万円で、設計金額が2億一千四百何万ですけども、この設計金額と入札価格が大分ちょっと違うわけですけど、差異があるんですが、この設計に対しては、これは1社でやっているのか、数社を呼んでその中で金額の低いところを選んでやっているのか、まず1点聞きたいと思います。

以下については、議席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の造成工事については、土木工事ということで一般に我々都市整備部のほうで道路・水路を築造するような一般的な土木工事と変わりませんので、いわゆるフェンスだとか特殊なものについては見積もりをとって、3社の見積もりの中で一番安価なものを、最低3社で、特殊なものは3社の見積もりをとって、その最低の見積価格をもって積算をしておりますし、ほとんど側溝だとか、土工事等は一般的に我々が使っております公共工事の単価を使って積算をしております。

建築ですと、本当に特殊な工事が多くなりますが、土木工事につきましては、今回、先ほど申しましたが、フェンス等は6メートルまでの目隠しだとか遮音というようなもので、これは特殊なものですので、それら見積もりは3社をとって、その安価なものを採用して今回の積算に反映させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3社でやられたということでいいんですね。ちょっともう一回、よ

ろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 入札にかける前の我々事務方のほうで積算を積み上げるものにつきましては、今申し上げたとおり、標準の土木工事の積算単価を通常使っておりますので、それを使いながら、その中に出てくる特殊な、先ほど言いましたフェンス等はそれだけを見積もりをとって私どもの設計の中に反映をさせていただいておるということで、またこれは入札と別の御理解をいただきたいと思ひますので、あくまで我々がこの工事をやるのにどれだけの費用がかかるかという積算の中で、特殊なものの製品については3社の見積もりをとって、その見積もりの最低価格をもってこの設計の中に反映をさせていただいておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次ですけれども、今回は瑞穂市公共工事低入札価格調査等取扱要領をもとにして一般競争入札をやられておるわけですからけれども、この要領をきのうずうっとインターネットで調べておったんですけど、出てこないんですよ。近隣の本巢市は出ています。全国の各市町も出ていますけど、瑞穂市は設定されておると思うんですが、なぜパソコンに出てこないのか、まずお伺ひします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市公共工事低入札価格調査等取扱要領というのは、作成はしているわけですが、現在瑞穂市の例規集というところの中にあるわけですが、瑞穂市の例規集の中にも訓令等で全てを公にして公表しているわけではございませんが、この案件につきましては、現在公表していない状況でございます。試運転といいますか、試験的に行っていた状況もありまして、今まで公表されていなかったということでございます。

この例規につきましては、現在部長会を通しまして、今各課にもう一度精査して、組織改編もありましたので、どの例規がどの担当部署か、あるいはこの例規は公表するのかわからないのか、そういったことも現在精査中でございます。

そういったことで、現在この低入札価格調査等取扱要領としましては、現在その中にありまして、財務情報課の中でこの要領を公表していこうというふうに今決裁しているところでございます。

なお、低入札価格調査制度のA4での簡易なものの基準等、これにつきましては現在ホームページで張りつけさせていただいておまして、低入札価格の調査制度がどういうものかといいますか、どういった計算をするのかというようなことは表示をしているところでございます。

申しわけありませんが、そういったことで今後公表していくということで、御理解のほどお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 本巢市は平成17年7月20日、訓令で出ていますよね。公表しているんですよね。やはり瑞穂市も例規集の中に入れて公表する、これが妥当だと思いますね。早急をお願いをしたいと思いますし、今回、この調査基準価格、これが入札価格との関係があるわけですね。要は調査基準価格を下回る価格による入札があったんですね。こういった場合は、よその自治体の要領を見ていると、入札執行者は最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加した全ての入札者に対して落札決定を保留する旨を告示し、入札を終了すると、こういうことを言っておるんですけども、瑞穂市はどのように行われた。

この6月28日に入札をしたんやね。このときにもうこの基準を下回っておるわけやね。ちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 瑞穂市の場合は、低入札価格調査委員会というのを第7条で設置をいたしまして、その業者に対して事情聴取をして審査をするというようなことで、そういったことにまずは進めるということで、いきなり本巢市のようにその事業の入札を中止するというようなことではなく、要は予定価格の70%から90%の範囲について低入札価格調査ということですので、無事そういった工事が行われるかどうかということを審査するために低入札価格調査委員会を設けまして審査をいたします。

そういったことで審査した結果承認されれば、経営状況とかいろんなことを鑑みて審査した結果、契約履行が適正に見込まれるということになればそのまま行うということですし、もしそうでなければそういったことになろうかと思っております。

仕様書のほうにも、入札公告というのを今回の案件はテニスコートの造成工事で行っておりますが、そこにおいても低入札調査基準価格あるいは失格判断基準、最低制限価格というようなことで表示をさせていただいておりますので、それに基づいて行っております。

以上とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要はうちの実施要領というのがないもので、中身がよくわからんのですよね。出るんでしょ、今。違いますか。手元にあらへんでわからへんでしょ、中身。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたように、入札公告のことで6月1日で告示をし

ておりまして、その中に低入札調査基準価格、失格判断基準、最低制限価格という項目を設けていただいております。低入札調査基準価格を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見聴取の調査を行って落札候補者の決定をするということでございますので、それに基づきまして調査委員会を設置して進めたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それ、今の部長は取扱要領を見ながらお話ししておるんでしょう。違いますか。だから、皆さんにそれを出してもらえんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 今お話しした内容は、入札の公告で告示しているものでございます。ホームページで公表しております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 低入札価格調査等取扱要領、これはできておるんですよ、あるんですよ。ないとは言えない。訓令やで何とかかんとかと言われましたけれども、他市町は公表しておるわけですよ。あるんだったら、皆さんに配っていただければいいんですが、できないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 訓令の中にも、例えば甲と乙というのがあって、要は訓令であっても公表しているものと公表していないものがあるという事実でございます。先ほども申しましたように、この案件についてはまだ試験的にといったらいかんですが、そういった形で準備を進めている中での要領ということで公表までは至っていなかったというのが現状であります。先ほども申しましたように、速やかにまた公表していきたいということで、現在例規全般を見直しているところですので、公表の時期をもう少しお待ちいただければと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 試行だとか何かという話ですけど、例えば瑞穂市建設工事総合評価落札方式施行要領、これは出ていますよね、公表しておるんやね。平成30年3月29日、試行であっても。何で出んのですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今回、松野藤四郎議員が言われるように、そうした要領があるんだから要領をきちんと提示してくれというのは当たり前のことではないかということでございます。

できる限りそうしたこと、要領であってもきちっと載せていくようにというふうに今順番に変わりつつありますので、まだ載っていない要領がありますけれども、また載せていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、この公共工事の低入札制度につきましては、平成21年からございます。今の制度に変わったのは29年5月1日以降に試験的にやるよということ、全てのどのようにやるかというのは、常にその入札ごとにこうした公告ということでホームページにきちっと載せておりますので、この工事についてはどのような制度でやるかということは、きちっと、実を言いますとこの公告を見ていただくとわかるわけです。

このわかる内容というのが要領にうたってあるわけですので、またこの議会が終わりましたら、この要領については皆様方に御配付をさせていただいていきますけれども、そういうことで今回は御理解をいただきたいと思っておりますし、決してないしょでとか、ごくごく何も皆さんに理解せずにやっているわけではなくして、きちっと公告をして、また業者の皆さんにもそれがわかりやすく説明はして実施しておるということですので、平等性を欠いていないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回は調査基準価格と入札価格の関係で、要は基準価格より低い価格の入札が来ておるわけやね。これについては、心配するのは物の品質というのか、そこで働いている人の労務費とか福利厚生とか、これはいろんなことが関係あると思うんですよね。人件費を安く抑えるとか、製品をちょっと違うものを使うとか、そういうおそれがあるわけですね。

それで、この公共工事低入札価格調査委員会、これは何人でどのような方がやられているのか。そこで事業者というか施工者というか、松野組を呼んできて何か調査をしておるという話ですけれども、調査委員会のメンバーというのはどなたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 調査委員会のメンバーは、私を初め巢之内政策企画監、鹿野都市整備部長、そして都市管理課長、そして都市管理の工事担当職員、そしてテニスコートの関係の教育総務課長、そしてそちらの工事担当職員、そして財務情報課長ということで、合わせて8名の委員で調査をさせていただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会は8名で行っているということですね。

それで、この穂積中のテニスコートの造成工事ですけれども、この図面というのをもらった

ときに、横書きの図面ですけれども、これはテニスコートを主体としたような格好の図面を書いておるわけやね。通常、その側溝をやってフェンスをやってといろんなことがあるわけですが、その辺の詳細のことは何も載っていないんですよ。

きょうも朝早く現地へ行って写真を撮ってきましたんですけども、そのくろ周りの用水路というのか、非常に氾濫というのか荒れているような感じですけども、そこら辺がどんなような格好になるかというような図面が何もないんですよ。

そういうものは整備部長、お持ちでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 当然のことながら、我々のほうで設計、積算しておりますので、全ての図面、平面、断面、それから個別のその構造、それらの図面については全て設計書の中に入っておりますので、私どもで所有しております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回、この議案と一緒になぜ出てこなかったのか。この平面を見ておるだけではよくわからないですね。専門家はわかるかと思えますけれども。出していただけないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今おっしゃられた図面、事細かに全て私どもは持っておりますが、今回の議案、特に資料48-4等は主管課である教育委員会のほうからこういう場所のこのような工事をやるというような全体像を指し示しておると思えますので、それ以上の詳細については、主管課のほうで御判断、ちょっと私のほうで判断しかねるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 教育委員会のほうでございます。

こちらのほうの資料につきましては、いろいろ相談させていただいております。今までの議会のほうの提出書類等々鑑みさせていただきまして、土木工事のほうでございます。ただ、この図面においてもテニスコートの部分だとか建築の部分も入っているわけなんですね。どこまで土木だけというのはなかなか難しい問題で、ただ上から見たところで、平面図において大体このようになるところになるんだろうというのが限界のところでございます。土木工事の契約の中の議案の書類としてどこまでが適切なのかということも鑑みるときに、やっぱりいろいろ難しい問題がある。できるだけお示ししようと思うんですけども、ましてや現場のような土があって山のように積んであって、それを切り取って平らにしますような図面を見せたところで何ともならないと思っております。ですから、こういう形でテニスコートはこの辺の位置になり

ますよ、駐車場はこの位置になりますよという、この平面図でもって御理解願いたいということをお願いしたいと思います。

今回の契約の部分について、以上なものもやっぱり乗っかっているということで御理解願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、今回のこの契約は土木関係といいますか、それになるわけですけれども、造成工事の関係ですね。

次は本体といいますか、テニスコート5面の話になっていくわけですけれども、これについては聞いているところによりますと、9月補正で出てきますよと、こういう話を伺っておりますけれども、この県道から出入り口があって駐車場になるわけですね。中学生は、例えば学校の校門はもう少し東になるわけですね。プールの近くというのか、あっちなわけですね。あそこは斜めの道でずうっとテニスコートのほうへ行くわけですけれども、あそこら辺の道路というのか、そこら辺、非常に狭いような感じもするわけですけれども、ここら辺を含めて将来的に何か考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問は、中学生がちゃんと安全に渡れるかということでしょうですね。

校門なんですけれども、今、東にある正門ですね、北の市道のところにある。ただ西のほうの角にも門があるんですね。もう一つあります。西の門を渡るところに横断歩道がありますので、その横断歩道を渡って、カラー舗装を西へ歩いてこの正門のところに至るということですね。48-4のこの位置にあるということです。

私どもも今、教育委員会のほうとしましては、交通安全運動にもありますように、横断歩道に子供さんたちとか誰かが立っていたら、ドライバーは赤信号と同じだよという運動を展開しているんですね。もうホームページのトップページに上がっておりますけれども、教育委員会としましては瑞穂市のPTA連合会とこの運動を徹底していきたいと考えております。そういう形でどこもかしこも歩道橋をつくるだとか、横断歩道に信号をつくるだとかということではなく、いつでも子供たちは自分で判断して安全に渡れるようなことを考えさせるということと、市民の方にも御理解願うということで、その運動を展開していくということで今推進しておりますので、何とかこの状態で安全を確保していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。

穂積中のテニスコートは、これは平成24年ごろからそういったお話があって、いろいろと完成といたしますか、できていくわけですね。これは最終的に、現在穂積中学校の南にありますテニスコートを壊して運動場を拡張するという事になっていくわけですね。

それで、そこには字絵図等で見ますと、横堤というのか、堤防があるような格好になるわけですが、そこら辺の進捗状況といたしますか、これはある資料によると、平成32年に拡張工事をするというような関係の資料があったんですけども、この横堤を含めて解消し、最終的に穂積中のグラウンド拡張はいつごろになるのか、最終的に。よろしくお願ひしたいと思ひますけど。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） グラウンドのほうの拡張整備計画ですけども、平成30年度に中学校全体の敷地を確定する土地の測量を行いたいということです。

平成31年度をめどにグラウンド敷地内の適切な場所にトラックを配置する。このトラックですけども、東のほうに昔の部室だとかいろんなものがあります。あと、議員が言われたように、底地にありますので、そういうのを整備しなきゃいけないということでございますので、若干時間がかかると思ひます。

ですが、今のところ計画では平成32年度以降に拡張工事を予定しておりますので、その計画どおりに進めていきたい。財政のこともありますが、基本的にはその方向性で進めていきたいと思ひております。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 資料48-2の件で、少し再確認をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

前回、7月17日のときに私が3番の施設内設備につきましては、平成30年9月議会でまた皆さんよろしくお願ひしますというふうにお願ひしたところでございますが、9月議会という言葉が、少し認識が、私の言葉も悪かったと今思ひておりますので、実はこの施設内設備につきましては1億5,000万以下の工事でございます、今回の造成工事のように1億5,000万以上ということで議会の議案に上がってくる案件ではないところでございます。

そういった内容でございますので、9月議会の中の全員協議会とか、あるいは関連する委員会等でまた入札結果を御報告したり、説明なりしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。お願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございせんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居です。

資料48-1、今回落札した松野組の評価点が118.5、そのほかの企業はごらんのとおりで110点行っていないという、かなり松野組は突出して評価点が高いんですけれども、この理由を教えてください。

というのは、この松野組の118.5というのは非常に高いという意味は、もし入札金額が、2番目の杉山建設ですけれども1億8,600万、この杉山建設が評価点118.5という松野組よりも最終的に評価値で上回るには、入札金額を1億6,000万に下げないと評価値が松野組を上回らないんです。つまり、それぐらいこの評価点118.5というのは突出していて、この松野組が高い評価点を得ている理由を、そういう意味でお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの松野組さんの118.5という数値の中の評点ということでございますが、その中に4項目大きく分けて、この前もお話しさせていただいたと思いますが、まず100点については標準点でございますので、ここに入札に入っている会社全て100点は標準点としていただけるものということでございます。また、加算点の最高20点という中での内訳となってきます。その20点につきましては、まず施工能力という項目が1つございます。こういった施工能力というのは、安全対策とか環境配慮、ISOの認証取得などそういった施工能力が点数になってきます。また、2点目では企業能力ということで、工事成績の評点や同種の工事施工実績などでございます。また、3点目としましては配置予定技術者の能力、同種工事の施工実績やら技術者の保有資格、あるいは継続教育の単位取得状況などでございますし、大きく松野組さんが点数で差が出たところは、地域要件というところでございます。地域要件につきましては、営業拠点、あるいは災害協定の参加等、あるいはボランティア活動などなど、あるいは消防・水防団の雇用など、そういった地域要件の項目がございますが、そこで大分ほかの業者は瑞穂市外の業者となっておりますので、そういった点で地域要件で大きく差が出たと理解していただければと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） わかりました。

そうすると、例えば杉山建設と松野組が11点の加算点で差があると思いますけれども、その11点の差というのは、地域要件の部分では何点の差になってきているかわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 今の段階でちょっと詳細に何点ということは申し上げにくいところ
でございますが、先ほども申し上げましたように、地域要件で大部分、8割ぐらいといいます
か、結構な割合で点数が地域要件で開いている現状でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） こういう土木関係の工事、建設関係の工事、地域の貢献というとき、い
ざというときとかを含めて非常に大事だとは思いますが、改めて今回の案件で、この総
合評価落札方式のちょっと注意すべき点が私自身明らかになった部分があるんですね。つまり、
先ほど言いましたように、この地域要件での評点はいいんですけれども、この松野組の評価点
に上回って落札するには、かなりほかの企業が金額を抑えないとできないという。そうすると、
実際に今回杉山組がとろうと思うと、低入札でアウトになっちゃうということなんですね。と
いう意味で、なかなか総合評価方式の長所と短所というのがちょっと見えてきたんで、今後こ
の総合評価方式そのものも含めて、今後の案件について、ちょっとこの辺は私自身十分注意深
く見守っていきたいなと思います。以上であります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押してい
ただくようお願いをいたします。

これから議案第48号を採決します。

議案第48号瑞穂市立穂積中学校テニスコート造成工事請負契約の締結について、原案のと
おり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年7月20日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 若園 五朗

議員 くまがいさちこ